

海上安全環境部
船舶安全環境課

1 船舶の登録及びトン数の測度

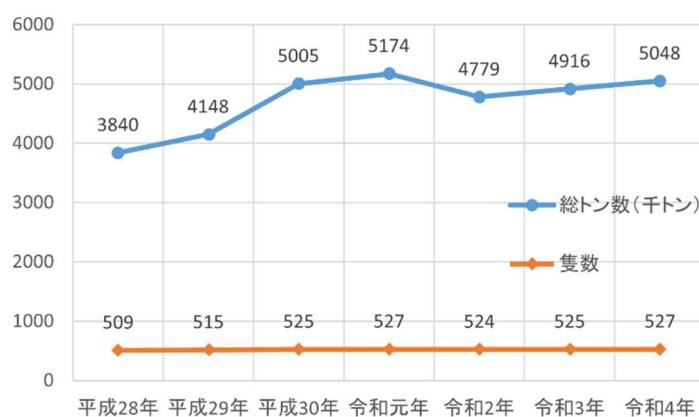
(1) 船舶の登録業務

総トン数20トン以上の日本船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）の所有者は、船舶法の規定により、日本に船籍港を定め、総トン数の測度を受け、登記をなした後、船籍港を管轄する管海官庁の備える船舶原簿に登録することとなっている。

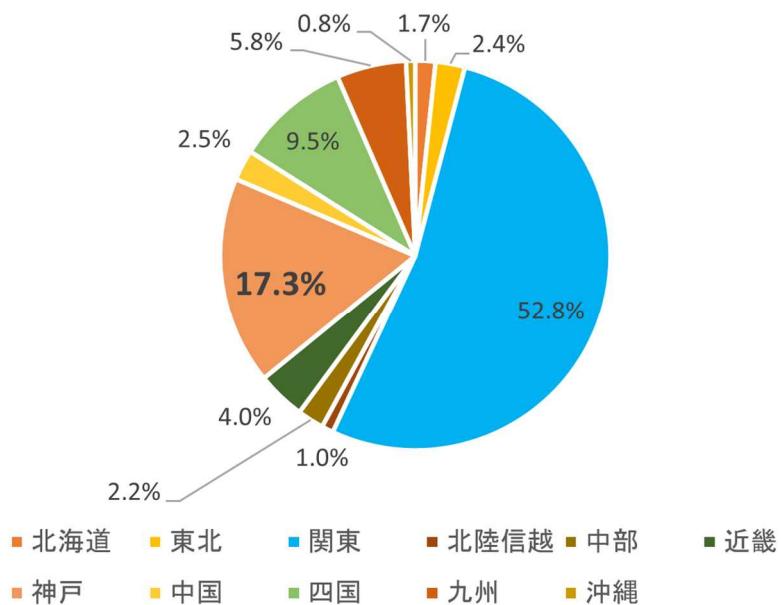
令和4年12月末現在の管内登録船舶は、527隻、5,048千トンである。

全国における管内登録船舶の割合は、隻数で7.7%、総トン数で17.3%となっている。

第1図 管内登録船舶の推移



第2図 全国における管内登録船舶の割合（総トン数）



なお、総トン数20トン未満の日本船舶又は日本国内のみを航行する日本船舶以外の船舶（漁船及びろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船等を除く。）にあっては、小型船舶の登録等に関する法律の規定により、小型船舶検査機構において登録しなければならないこととなっている。

(2) 船舶のトン数測度業務等

船舶のトン数測度業務は、一定の基準（船舶のトン数の測度に関する法律等）に基づき船舶の寸法を計測して総トン数や各種トン数を算定する業務をいい、一般に船舶の新造、改造、輸入時等に実施される。

これらトン数は、船舶の大きさ等を表す指標として、安全規則や乗組員資格の適用基準、入港税等の課税基準として用いられるなど、我が国においては約50以上の法律に引用され、国内外において海事制度全般の適用基準として使用されている。管内では、令和4年度は17件の測度を実施している。

(3) 日本船舶であることの証明及び小型船舶の国籍証明

非自航船等の船舶法が適用されない船舶は、船舶国籍証書等を有しないため、船舶所有者から要望があった場合には、国籍を証する書面として、日本船舶であることの証明書を交付している。

なお、日本船舶である総トン数20トン未満の船舶の所有者は、当該船舶を国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海）に従事させるためには、日本船舶であることを証する書面を船舶内に備え置かなければ国際航海に従事させてはならないこととなっている。

(4) 船舶国籍証書の検認時の臨検

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の適正な運用を図るため、総トン数5000トン未満の船舶に対しては、船舶国籍証書の検認時に臨検を行って、船舶と船舶国籍証書の記載事項との事実が符合することを確認している。

令和4年度は57件の臨検を実施し、必要に応じて原状回復等の指導を行っている。

(5) 船舶の解撤等に係る臨検

船舶を解撤又は独航機能撤去等により抹消登録を行う場合において、その船舶が船舶法適用除外となったことの事実を証明するため「抹消登録申請書に添付するための証明書」を交付している。証明書の交付にあたっては、本船への臨検を行い、船舶の同一性の確認及び解撤等の事実を確認している。

2 船舶の安全及び海洋汚染等の防止

(1) 船舶の安全に関する検査等

船舶安全法に基づき、人命及び船舶の安全を確保するため船舶の構造、設備等について、地方運輸局等（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）及び日本小型船舶検査機構が、総トン数等の区分に従い、検査を実施している。

また、国土交通大臣の登録を受けた船級協会 ((一財) 日本海事協会 (NK)、Lloyd's Register Group Limited (LR)、DNV AS (DNV)、American Bureau of Shipping (ABS)) が実施する検査に合格した船舶（旅客船を除く。）は、地方運輸局等が行った検査に合格したものとみなされる。

(ア) 船舶の構造及び諸設備の検査

船舶には、航行区域、用途、総トン数等により構造及び設備に対する技術基準が規定されており、これらの技術基準を満足していることを確認するために、建造時に行う検査（製造検査及び第一回定期検査）、建造後一定の期間ごとに行う検査（定期検査及び中間検査）、改造又は修理を行う場合や船舶検査証書に記載されている条件を変更する場合等に行う検査（臨時検査）等を受けることとなっている。

その他、船舶が特定される前に予め設備等の検査を受けることができる予備検査や、船舶用機器の製造工事、改造修理工事又は整備される物件の検査についてその一部又は全部を省略できる認定事業制度など検査の合理化制度がある。管内においては、製造事業場9社及び整備事業場4社が認定を受けており、立入りにより施設、設備、人員、品質管理体制、自主検査体制等が適切に維持されていることの確認を行っている。

(イ) 危険物の運送

現代では、社会の様々なニーズにより多種多様の危険物が海上運送されているが、その危険性に応じた安全対策や安全管理が欠かせないため、船舶で危険物を運送又は貯蔵する場合は、その容器包装、運送方法及び運送する船舶の設備等について、危険物船舶運送及び貯蔵規則によることとされている。

管内では、特殊な危険物に対する容器包装及び積載方法等についての特例許可を行うほか、管内の港に入港する危険物運送船に対して立入りにより安全確認を行っている。

(ウ) 国際安全管理規則（ISMコード）の検査

船舶及び船舶管理会社において安全運航管理体制を確立することにより人的要因による海難防止を目的として、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船（漁船を除く。）並びに船舶管理会社に対して、安全管理に関するシステムの検査を実施している。

また、ISMコード非適用船舶についても安全性向上の取り組みを目的として、これら船舶

の所有者から同コード適用の要望が高まったため、任意制度として船舶安全管理にかかる審査を実施している。

(イ) 船舶及び港湾施設の保安のための国際コード（ＩＳＰＳコード）にかかる検査等

国際航海船舶及び国際港湾施設への危害行為等の防止を図るため、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、国際航海に従事する旅客船及び総トン数5000トン以上の非旅客船（漁船を除く。）に対して、船舶保安統括者及び船舶保安管理者の選任に関する事項並びに船舶保安指標対応措置の実施に関する事項等を規定した船舶保安規程の承認を行うとともに、船舶保安警報装置、船舶保安規程の備置き及びその適格な実施等について定期的な検査を実施している。

また、ＩＳＰＳコード非適用船舶についても、海事保安の向上を目的として、船舶所有者から同コード適用の要望があれば、任意制度として船舶保安にかかる審査を実施している。

(2) 海洋汚染等の防止

(ア) 船舶からの海洋汚染等の防止に関する検査等

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」）に基づき、船舶及び船舶に備え付けられる海洋汚染等の防止に関する設備について、次の区分毎に定期的検査等を実施している。

a) 油による海洋汚染の防止のための設備等

船舶に積載している油及び船内で発生するビルジ等の油性混合物は、基準に適合した油水分離器等の油排出防止設備を使用して処理したものを受け、船舶から海洋に排出してはならないこととなっている。

検査適用船舶は、総トン数150トン以上のタンカー及び総トン数400トン以上のタンカー以外の船舶であり、これら船舶の油排出防止設備及び油濁防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

また、定期的検査が要求されない船舶のうち、総トン数150トン未満のタンカー及び総トン数100トン以上400トン未満のタンカー以外の船舶についても、立入りにより設備の確認を行っている。

b) 有害液体物質等による海洋汚染の防止のための設備等

有害液体物質等は、基準に適合した予備洗浄装置等の設備を使用して処理したものを受け船舶から海洋に排出してはならないこととなっている。

検査適用船舶は、総トン数に関わらず全ての有害液体物質ばら積船であり、有害液体物質排出防止設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

c) ふん尿等による海洋汚染の防止のための設備等

国際航海に従事する総トン数400トン以上又は最大搭載人員16人以上の船舶、及び国際航海に従事しない最大搭載人員100人以上の船舶には、船内で発生するふん尿等の排出についてその排出海域、排出方法及び排出防止設備の設置について海防法で定められており、定期的検査又は立入りにより設備の確認を実施している。

d) 船舶からの大気汚染の防止のための設備等

船舶からの排出ガスの放出については規制されており、主な規制は、次のとおりである。

i) 船舶用原動機の規制（NO_xの放出規制）

船舶に搭載する出力が130kWを超えるディーゼル機関は、当該機関からのNO_xの放出量が放出基準に適合していることの確認及びNO_x放出状況の確認方法等を記載した原動機取扱手引書の承認を受けることが義務付けられており、当該機関については、定期的な検査において放出状況の確認を行っている。

ii) 船舶用燃料油の使用規制（SO_xの放出規制）

2020年1月以降、船舶用燃料油の硫黄分濃度の基準が0.50%以下となり、基準に適合した燃料油を使用するか、硫黄酸化物放出低減装置（EGCS）を設置して原動機運転中に作動させることが義務付けられている。EGCSについては、定期的検査において有効な作動の確認を行っている。

iii) 二酸化炭素（温室効果ガス）の放出規制

排他的経済水域を越えて航行する総トン数400トン以上の船舶には、二酸化炭素を抑制するための措置及び二酸化炭素放出抑制指標を記載した二酸化炭素放出抑制手引書（SEEMP）の作成が義務付けられており、当該手引書の承認及び指標の確認を行っている。

iv) オゾン層破壊物質に関する規制

フロン、ハロン等のオゾン層破壊物質を含む冷媒装置を使用した冷蔵設備及び空調機等を船舶に新設することを禁止しており、全ての船舶について立入りにより確認を行っている。

v) 焼却設備に関する規制

船舶内で発生する油等（焼却が禁止されている物質を除く。）を焼却する場合には、技術基準に適合する船舶発生油等焼却設備の設置が義務付けられている。

e) 有害水バラストの排出防止に関する設備等

水バラストの移動に伴う生物の国際移動の防止を目的として、二国間以上の海域で水バラストの注排水を行う船舶については、その排出が規制され、有害水バラスト処理設備の設置

等が義務付けられている。

総トン数400トン以上の船舶のうち、内航船及びバラストタンクを有しない船舶以外の船舶については、有害水バラスト排出防止設備及び有害水バラスト排出防止措置手引書について定期的検査を実施している。また、400トン未満の船舶であって有害水バラスト処理設備を設置した船舶についても、立入りにより設備の作動確認を行っている。

(イ) 防汚塗料に関する検査

有機スズ化合物を含む有害な防汚塗料の使用を規制するため、総トン数20トン以上の船舶に対して、船舶の外板等に使用する防汚塗料に有機スズ化合物を含む塗料が用いられていないことを定期的検査において確認している。

(ウ) 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶所有者は、船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるために、対象船舶（総トン数200トン以上のタンカー）に乗り組む船舶職員のうちから油濁防止管理者を選任しなければならないこととなっている。神戸運輸監理部と近畿運輸局では、隔年で油濁防止管理者養成講習を行っている。なお、令和4年度は神戸運輸監理部において実施した。

(エ) 廃油処理施設の現状

管内の廃油処理施設は、廃油処理事業者4社4施設と自家用廃油処理施設として2社2施設が稼働している。

毎年、これら事業者及び施設設置者に立ち入り、廃油処理設備等の検査や処理水の分析等を実施している。

(3) 船舶油濁損害賠償保障法に関する業務

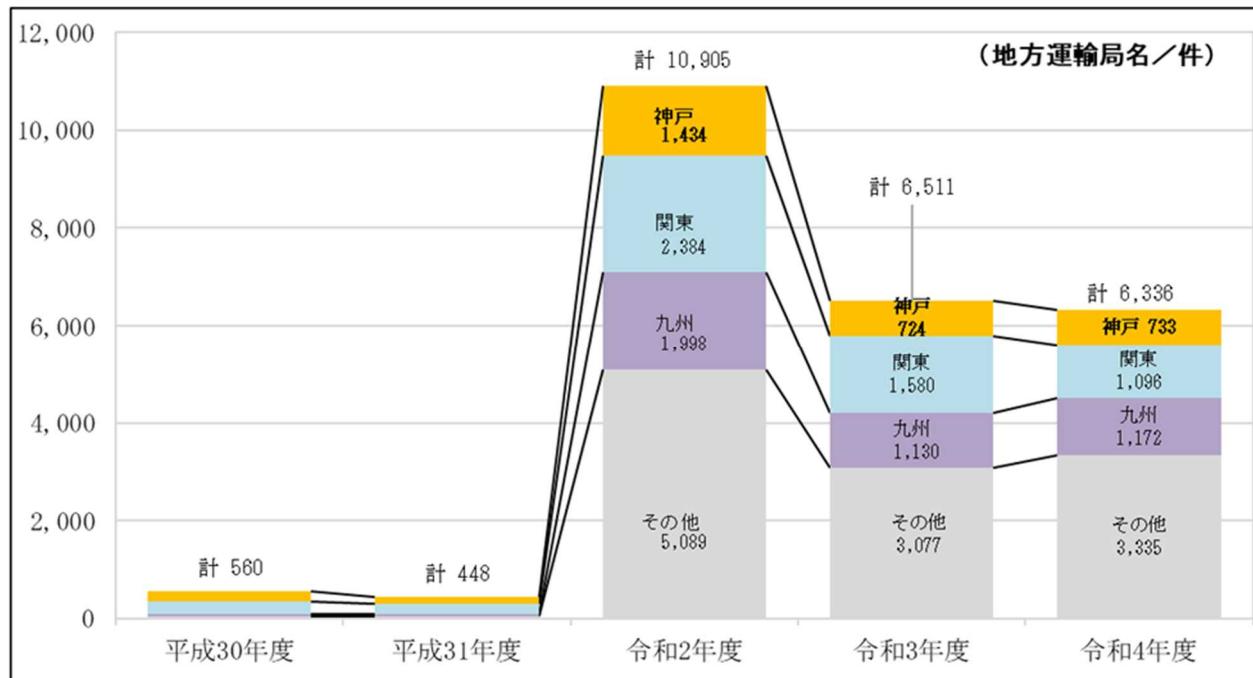
我が国沿岸において、座礁した外国籍船を船舶所有者が放置したために、やむを得ず自治体が費用負担して船骸撤去や油濁防除が行われる事例が相次いだことから、平成16年に油濁損害賠償保障法が改正され、平成17年3月1日から、すでに保障契約の締結が義務付けられていたタンカーに加えて、国際航海に従事し本邦の港に入港等する総トン数100トン以上のタンカー以外の船舶についても、油濁損害及び船骸撤去をてん補する保障契約の締結が義務付けられた。

更に、船舶所有者の保険契約違反により保険会社から保険金が支払われない事例が発生していたことから、令和元年5月31日に同法を改正し、被害者から保険会社への直接請求権の付与、外国の裁判判決の効力の相互承認、内航船への適用拡大等を図った。本改正により法令名が「船舶油濁等損害賠償保障法」となり、令和2年10月1日から施行（同年3月1日から一部施行）されている。

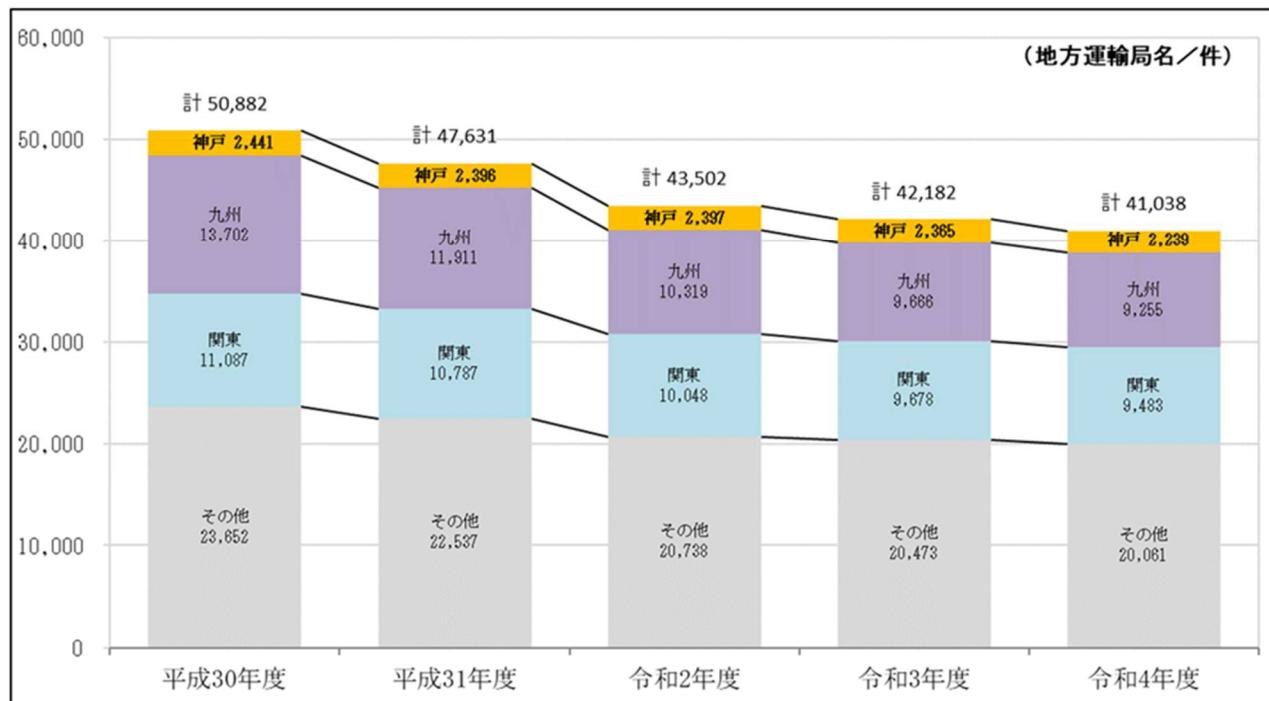
保障契約証明書については、令和元年の改正により交付件数が大きく増大した（第3図）。このため令和2年度は、改正法の施行時及び保障契約更新時の2回申請があり、件数が増大している。

また本邦の港に入港等する外航船については、船長等からの通報により一般船舶保障契約情報を確認し（第4図）、必要に応じて立入検査を行っている。

第3図 保障契約証明書の交付件数



第4図 保障契約情報の受理件数



3 海上交通監査計画

「海上交通監査計画」は、海上交通の安全確保、危機管理の徹底、海事法令適用基準の遵守及び運輸安全マネジメント体制の構築を目的として策定し、運航労務監理官、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官（以下「執行官」）や海技試験官の連携のもと、計画的且つ効果的に監査等を行っている。

特に、ひとたび事故が発生すると大きな社会的影響を及ぼす旅客船や危険物積載船を中心として、人流や物流が集中する時期の前などに集中的に実施している。

令和4年度の同計画の実施状況については、第1表のとおりである。

第1表 令和4年度海上交通監査の実施状況

業務	執行官	対象	実施状況
旅客船等の安全点検	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船 旅客船ターミナル	81隻 46ヶ所
合同訓練	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船	年末年始輸送安全総点検開始式に併せ、船社による防火・退船訓練状況を確認。
輻輳海域における事故防止対策	調整官 運航労務監理官 外国船舶監督官	内航船 外国船舶	訪船時を中心に、リーフレット配布。 輻輳海域における事故防止についての啓発活動を実施。
危険物積載船に対する訪船指導	船舶検査官 船舶安全環境課	危険物積載船	20隻
安全航行等に関する講習会	調整官 運航労務監理官 船員労働環境・海技資格課	内航船・漁船等の乗組員	安全運航講習会1回 (小型漁船員を対象) 安全運航講習会2回 (運航管理者研修会及び安統官セミナー)
小型船舶の安全確保対策	船舶検査官 船舶安全環境課 船員労働環境・海技資格課	小型船舶	マリーナ及び漁協等61箇所に対し、発航前検査及びライフジャケット着用推進等のパンフレット配付を実施。
船員労働安全衛生月間	運航労務監理官 船舶検査官 船員労働環境・海技資格課	内航船、漁船等	内航船35隻 漁船35隻 ※漁船については、新型コロナウイルス感染防止策により訪船に代えて自主点検とした。

4 海事／船員行政品質マネジメントシステム

行政サービスが、国際的に高度なレベルで効率的に提供されることを目的に、海事技術行政を ISO 規格及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」(海事QMS)として構築し、業務を実施している。

同様に、船舶の航行の安全及び船員の労働環境の向上を図るために行う船員に関する行政を ISO 規格、STCW 条約及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」(船員行政QMS)として構築し、業務を実施している。

海上安全環境部
船員勞働環境・海技資格課

1 船員の労働環境

(1) 船員労働保護の業務

船員は、船舶という閉鎖された環境で、刻々と変化する厳しい気象・海象の中、継続的に就労し、また船内で食住をともにしている。このような特殊な労働環境であるため、労働基準法に加え、船員法を中心とした法律での保護が必要となっており、以下の(ア)～(キ)の業務を行っている。また、利用者利便を図るため、その事務の一部が第1表の指定市町においても取り扱われている。

第1表 船員法事務取扱件数（令和4年度）

局 海事事務所 指定市町別	種別	船員手帳				雇入契約の 成立等の届出				船長 就退職 証明	記載 事項 証明	航行報告			写真 はり 換え
		新規	再交付	書換	訂正	雇入	雇止	変更	更新			受理	証明	通数	
神戸運輸監理部(本庁舎)		903	10	1,143	20	2,193	2,208	579	15	0	1	67	66	68	0
姫路海事事務所		30	1	34	3	1,048	1,175	345	0	1	0	50	50	51	0
小計		933	11	1,177	23	3,241	3,383	924	15	1	1	117	116	119	0
尼崎市		0	0	0	0	178	172	34	0	0	0	0	0	0	0
加古川市		9	0	11	1	751	756	263	0	0	0	13	13	13	0
洲本市		1	1	2	0	4	5	2	0	0	0	5	5	5	0
淡路市		1	0	1	0	21	10	10	0	0	0	10	10	10	0
南あわじ市		8	0	8	0	11	10	10	0	0	0	3	3	3	0
姫路市		24	2	82	1	1,550	1,552	193	0	0	0	68	68	68	0
豊岡市		3	0	6	1	69	60	4	0	0	1	0	0	0	0
香美町		10	0	11	1	71	75	13	0	0	0	2	2	2	0
新温泉町		6	0	4	2	155	146	14	0	0	0	2	2	2	0
小計		62	3	125	6	2,810	2,786	543	0	0	1	103	103	103	0
合計		995	14	1,302	29	6,051	6,169	1,467	15	1	2	220	219	222	0

(ア) 管内の船舶所有者等の状況

令和4年10月1日現在、管内に船員の主たる労務管理の事務所を置く船舶所有者256社からの報告によれば、所有船舶数は559隻、船員数は3,855人である。(第2表、第1図参照)

(イ) 船員手帳の交付、雇入契約の成立等の届出

船員となり船舶に乗り組むためには、船員手帳の交付を受け、雇用契約とは別に雇入契約を締結し、船舶所有者が雇入契約の成立等の届出を各地方運輸局等にて行い、その際、労働条件、各種資格等の確認を行っている。

令和4年度は、2,340件の船員手帳の関係事務(交付、再交付、書換、訂正)、13,702件の雇入契約の成立等の届出関係事務(雇入、雇止、変更、更新)を行っている。

(ウ) 一括届出

同一船舶所有者に属する複数船舶間において、頻繁に乗り組みが変更されるような旅客船、タグボートなどは、雇入契約の成立等の届出の簡略化のため、一括届出制度がある。

令和5年3月31日現在、一括届出制度を利用している事業者は、31事業者あり、令和4年度には、当該制度に係る新規、変更、廃止、更新の許可・届出が175件あった。

(エ) 船員就業規則に関する事務

常時10人以上の船員を雇用する船舶所有者には、就業規則の届出義務を課し、就業規則に係る基準の充足の可否等を審査している。

令和5年3月31日現在の就業規則の届出事業者は、159事業者あり、令和4年度には、新規、廃止、変更（労働時間、休日休暇、賃金、定員表等）の届出が計37件あった。

(オ) 未払い賃金の立替払い事業に関する事務

倒産などで賃金が未払い状態になった場合、船員の生活安定・保護のために、(独)労働者健康福祉機構で立替払事業を実施するにあたり、地方運輸局等において事実上の倒産の認定、未払い賃金の額の確認等を行っている。

令和4年度は、未払い賃金の額等の確認、事実上の倒産の認定ともに該当なしであった。

(カ) その他資格認定等の事務（令和4年度）

当直部員の認定	本局	427件	姫路	22件
危険物等取扱責任者の認定	本局	234件	姫路	31件
旅客船教育訓練の認定	本局	4件	姫路	0件
救命艇手適任証書交付	本局	12件		
限定救命艇手適任証書交付	本局	1件		
船舶保安管理者適任証書交付	本局	71件		
特定海域運航責任者資格認定	本局	10件	姫路	0件

(キ) 海上労働検査制度に関する事務

平成25年5月1日から船員の労働条件等に関する検査制度が開始され、外航日本船舶について所定の要件に適合すると認めた場合には、海上労働証書の発給等を行っている。

海上労働証書交付・書換（令和4年度）	本局	9件
	姫路	1件

第2表 船員法適用船員数

< ①船種別 >

(令和4年10月1日現在)

区分		本局・支局別	本局	姫路	合計
汽 船	船舶所有者数	68	31	99	
	隻 数	148	63	211	
	乗組員数	1,134	233	1,367	
漁 船	船舶所有者数	51	0	51	
	隻 数	52	0	52	
	乗組員数	422	0	422	
その 他	船舶所有者数	57	49	106	
	隻 数	210	86	296	
	乗組員数	970	363	1,333	
計	船舶所有者数	176	80	256	
	隻 数	410	149	559	
	乗組員数	2,526	596	3,122	
船員 員 数 内 訳	乗組員数	2,526	596	3,122	
	予備員数	641	33	674	
	計	3,167	629	3,796	
	非雇用船員数	38	21	59	
	適用船員数	3,205	650	3,855	

注. 「その他」とは、汽船（貨物船・旅客船等）及び漁船以外の船舶（官庁船等）である。

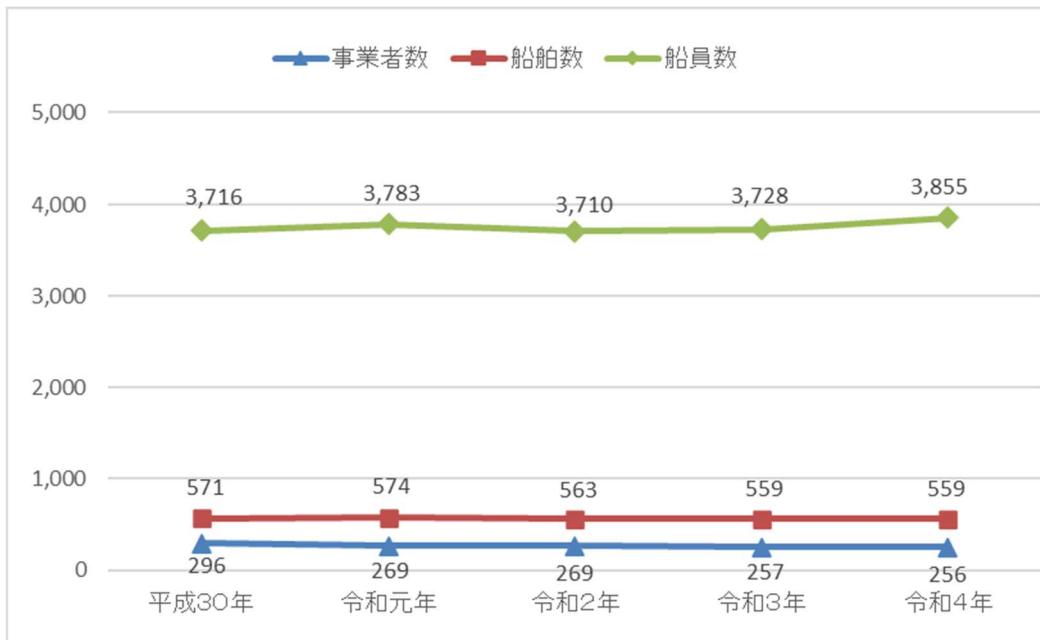
第2表の数値は、令和4年10月1日現在の船員法第111条に基づく事業状況報告によるものであり、管内船員法適用船員数とは必ずしも一致しない。

< ② 総トン数別 >

(令和4年10月1日現在)

本局・支局別		本局	姫路	合計
総トン数	区分			
5~19	隻数	100	40	140
	乗組員数	223	56	279
20~99	隻数	87	17	104
	乗組員数	511	39	550
100~499	隻数	163	81	244
	乗組員数	924	413	1,337
500~699	隻数	0	4	4
	乗組員数	0	28	28
700~999	隻数	13	7	20
	乗組員数	110	57	167
1000~4999	隻数	20	0	20
	乗組員数	335	0	335
5000~9999	隻数	9	0	9
	乗組員数	131	0	131
10000~	隻数	16	0	16
	乗組員数	290	0	290
その他	隻数	2	0	2
	乗組員数	2	0	2
計	隻数	410	149	559
	乗組員数	2,526	593	3,119

第1図 船員法適用船員の現況



(2) 船員衛生環境等の業務

(ア) 船員の健康を証明する医療機関の指定に関する事務

雇用されている船員は、定期的に国土交通大臣が指定した医療機関において健康診断を受診し、医師により船員労働への従事の可否について判断されている。令和5年3月31日現在、本局管内50機関、姫路海事事務所管内12機関、合計62機関の医療機関が指定を受けている。

(イ) 衛生管理者・船舶料理士に関する事務

船舶は、航行区域・総トン数等により衛生管理者や船舶料理士の乗船が義務づけられている。

管内における令和4年度の事務取扱状況は、以下のとおりである。

衛生管理者適任証書（認定79件、再交付0件、引替0件）

船舶料理士資格証明書（交付35件、再交付0件、引替0件）

(3) マルシップに関する事務

(ア) マルシップに乗り組む日本人及び外国人船員の雇入契約等の届出等の状況

外国法人等に貸し付けられている日本船舶（マルシップ）に係る事務取扱状況は、第3表のとおりである。なお、日本人船員を配乗させる場合は、船員労政課において事前審査による「船員個票」が交付された者に限り雇入契約の届出を受理することとしている。

マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況は、第4表のとおりである。

第3表 マルシップ雇入契約の成立等の届出の取扱状況（令和4年度）

		雇入契約等の届出内訳			
		雇 入	雇 止	変 更	更 新
雇入契約等届出件数		858	895	207	0
マルシップ	日本人	43	38	13	0
	外国人	815	857	194	0
電子届出		772	800	196	0

（注）「マルシップ」は内訳、「電子届出」は内数。

第4表 マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況（令和4年度）

		船員手帳交付等の申請内訳			
		新 規	書 換	再交付	訂 正
船員手帳交付等件数		731	1,043	7	1

(イ) 外国法人等に移動する日本人船員の取扱い

日本の船舶所有者に雇用されている日本人船員が、技術指導等のため外国法人等に移動する場合、一定の要件を備え、地方運輸局長（運輸監理部長を含む）の認定を受けたものについては、予備船員として取り扱うこととなっている。

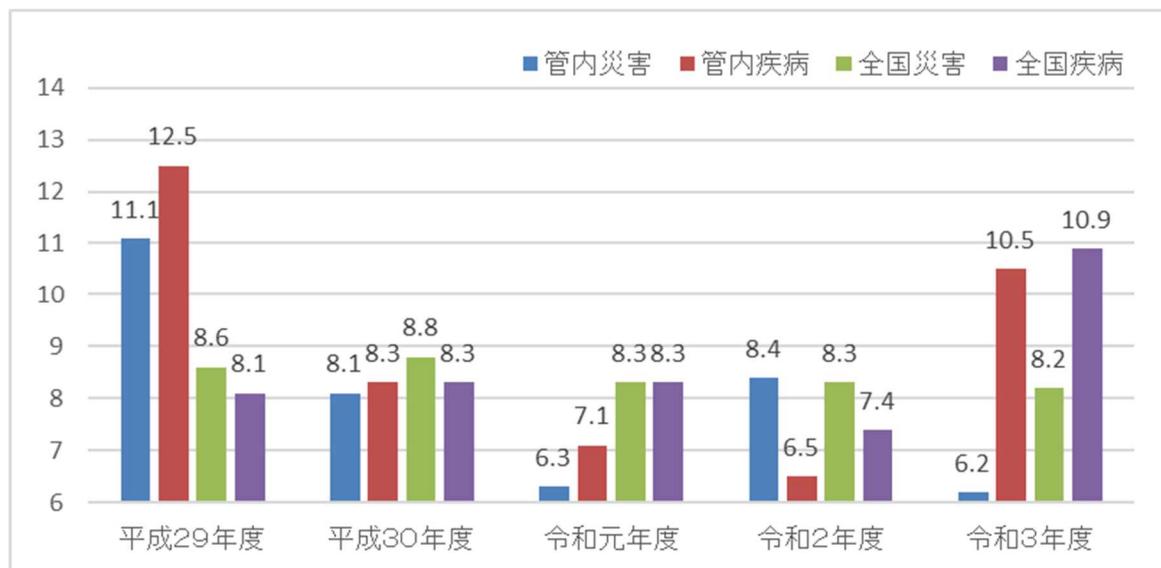
令和4年度は、外国籍船舶の移動認定関係事務を2件、船員認定を99人行った。

(4) 船員災害防止対策

(ア) 災害・疾病発生状況

平成29年度から令和3年度の5か年間における災害疾病発生率の推移（全船種）は、第2図のとおりとなっている。

第2図 最近5か年間の災害疾病発生率の推移（全船種・千人率）



令和3年度における管内の船員災害疾病発生状況は、第5表のとおりである。災害発生率は、全船種では全国平均値を2.0ポイント下回っており、疾病発生率は、全船種では全国平均値を0.4ポイント下回っている。

また、令和3年度の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況は、それぞれ第3図及び第4図のとおりとなっている。

第5表 管内船員災害疾病発生状況（令和3年度）

船種別 区分	一般船舶		漁 船		その 他		全船種		全国平均
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	千人率
災 害	8	4.1	10	24.3	5	3.6	23	6.2	8.2
疾 病	16	8.3	6	14.6	17	12.3	39	10.5	10.9
船員数	1,935		412		1,381		3,728		

(注) 1. 船員数は、令和3年10月1日現在で、予備船員を含んだものである。

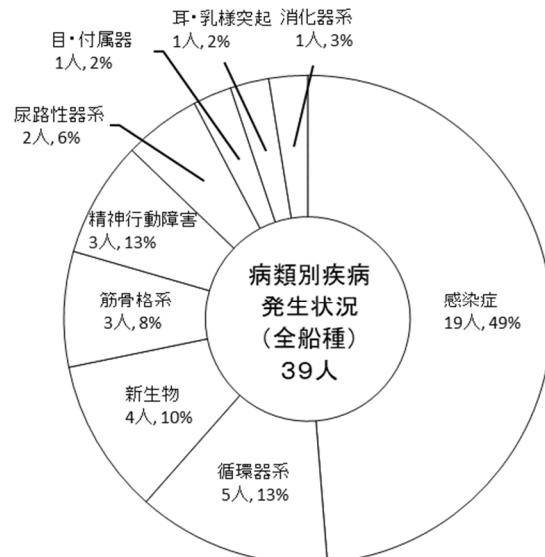
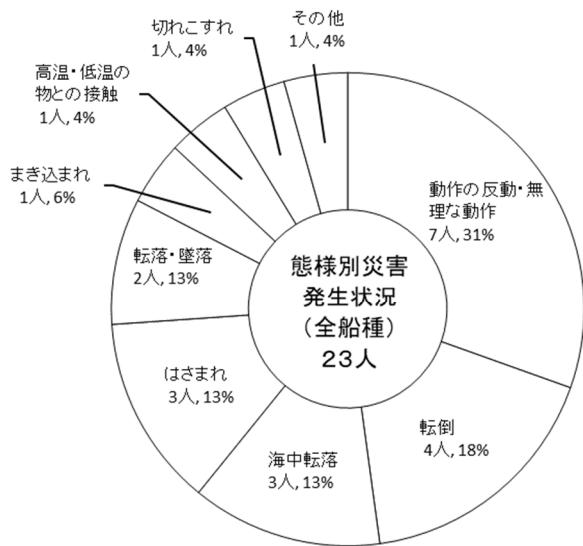
2. 千人率とは船員千人あたりの災害疾病発生数である。

第6表 管内船員災害疾病発生状況（令和4年度速報値）

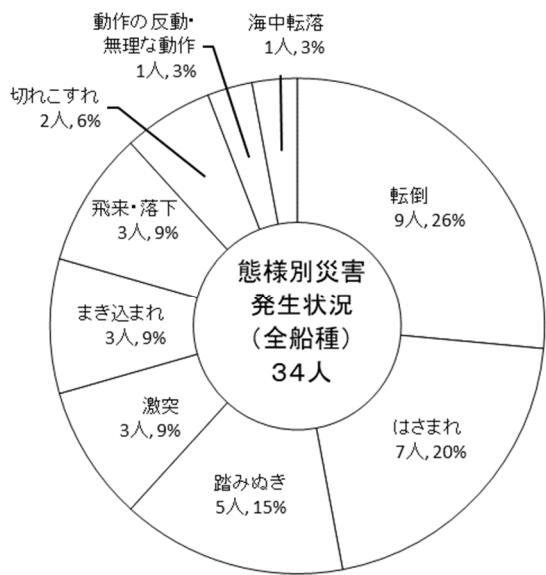
船種別 区分	一般船舶		漁 船		その 他		全船種	
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率
災 害	8	4.2	17	40.0	9	5.9	34	8.8
疾 病	17	8.9	15	35.3	44	28.8	76	19.7
船員数	1,903		425		1,527		3,855	

(注) 令和3年度の管内値と比較をするため参考掲載。

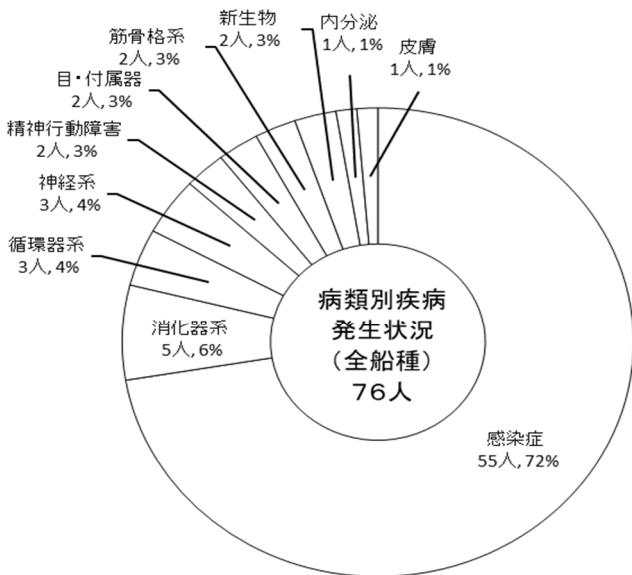
第3図 態様別災害発生状況（令和3年度） 第4図 病類別疾病発生状況（令和3年度）



第5図 態様別災害発生状況
(令和4年度速報値)



第6図 病類別疾病発生状況
(令和4度速報値)



(注) 令和3年度の管内値と比較をするため参考掲載。

(イ) 神戸船員災害防止連絡会議の開催

関係団体、官公庁及び船員災害防止協会等を構成員とする「神戸船員災害防止連絡会議」を以下のとおり開催した。

第1回：令和4年5月24日（オンライン開催）

第2回：令和5年3月16日（オンライン開催）

なお、管内における「令和4年度船員災害防止実施計画」の概要は、以下のとおりである。

(ウ) 船員労働安全衛生月間（9月1日～30日）

昭和32年以来、「船員労働安全衛生月間」運動が全国的に展開されている。月間運動の推進機関として以下が設置され、船員労働災害防止に係る各種取り組みを推進している。

本局管内：神戸地方船員労働安全衛生協議会

姫路海事事務所管内：姫路地方船員労働安全衛生協議会

・令和4年度（第66回）は“「大丈夫」慣れと油断が事故まねく 安全確認初心忘れず”のスローガンのもと、各種広報、安全衛生指導（訪船・訪社）、講演会、自主点検の促進、無料健康相談所の開設等の行事を実施した。

(エ) 神戸・淡路地区における船員の安全対策

重大災害撲滅を目指し、以下の取り組みに協力した。

9月26日：「海中転落者救助訓練」

(主催：大阪湾水先艇株式会社、58名参加)

(オ) 安全衛生管理体制の確立

令和4年度末現在、本局管内で「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき総括安全衛生担当者を選任している事業者は、8社（うち任意選任5社）、安全衛生委員会を設置している事業者は13社（うち任意設置6社）ある。なお、姫路海事事務所管内においては、総括安全衛生担当者の選任及び安全衛生委員会を設置している事業者はない。

(カ) 船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度の創設

船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みを促進するため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度」について、令和4年度末現在、管内では4事業者（1級：4者）が認定されている。

2 海技資格事務の現況

(1) 海技士国家試験

(ア) 定期試験

令和4年4月、7月、10月、令和5年2月の計4回実施し、申請者数及び合格者数は第7表のとおりである。

第7表 海技士国家試験定期試験の申請者数及び合格者数 (令和4年度)

区分 種別	申 請 者 数			合 格 者 数		
	併 科	本 科	則36条	併 科	本 科	則36条
航海1～6級	32	460	302	10	215	104
機関1～6級	16	313	196	3	115	59
*通信1～4級	—	17	—	—	17	—
合 計	48	790	498	13	347	163

* 「通信1～4級」は、海技士（通信）1～3級と、海技士（電子通信）1～4級の合計である。

* 「則36条」は、「本科」の内数である。

(イ) 臨時試験

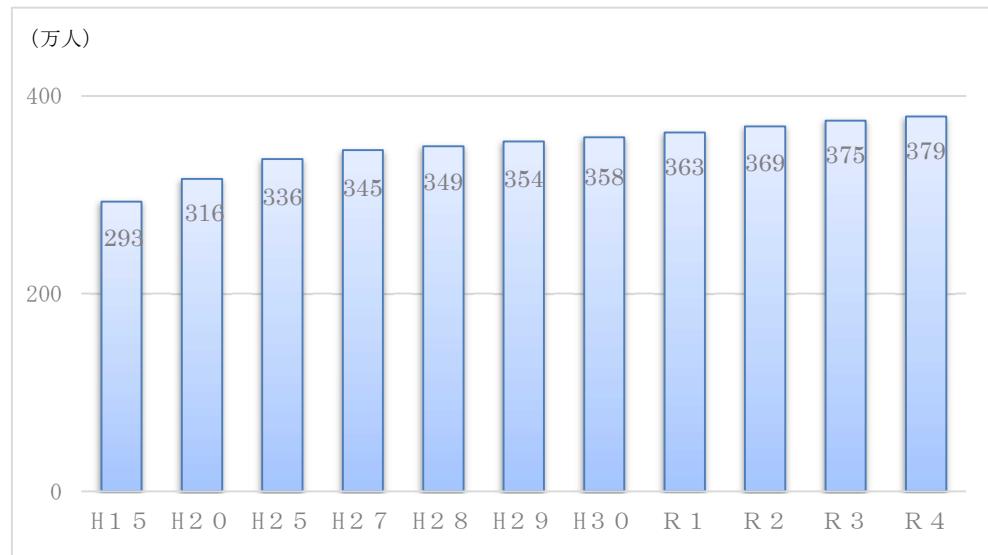
神戸市で3回実施した。申請者総数は79名で、合格者総数は75名であった。

(2) 小型船舶操縦士国家試験

(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会が国土交通大臣の指定を受けて小型船舶操縦士国家試験を実施している。

なお、全国における小型船舶操縦士免許受有者数の推移については、第7図のとおりである。

第7図 小型船舶操縦士免許受有者数（全国）の推移



(国土交通省海事局海技課の統計資料より作成)

(3) 免許関係事務等

令和4年度における免許等各種申請件数と、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数は、第8表及び第9表のとおりである。

第8表 免許等各種申請の取扱件数

区分 種別	免許	訂正・ 再交付	限定解除	更新
航海 1～6級	127	42	54	319
機関 1～6級	84	35	43	207
通信 1～4級	19	5	—	38
小型船舶操縦士	585	513	0	4,725
合 計	815	595	97	5,289

(国土交通省海事局海技課の統計資料より作成)

第9表 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数

件名		件数
船舶職員及び小型船舶操縦者法関係申請書受理件数	乗組み基準特例許可（法第20条）	22
	同等業務経験認定（法第7条の2第3項第2号）	148
計		170
海技士試験関係合格証明書交付件数	筆記試験合格証明書	66
	身体検査合格証明書	18
	筆記試験科目免除証明書	53
	合格証明書	25
計		162

(4) 登録船舶職員養成施設での養成等

管内には、登録船舶職員養成施設として国立大学法人神戸大学及び兵庫県立香住高等学校が登録されている。また、登録小型船舶教習所として近畿小型船舶教習所及び西日本海技専門学院が登録されている。

(5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習

管内において更新及び失効再交付講習を実施する登録更新講習等実施機関として、近畿小型船舶教習所、(株)ハイビスカスポートクラブ、神戸海技専門学院及び西日本海技専門学院が登録されており、令和4年度においては第10表のとおり実施された。

第10表 更新・失効再交付講習の実施状況

講習機関	小型船舶操縦士	
	更新講習（人）	失効再交付講習（人）
近畿小型船舶教習所	787	6
(株)ハイビスカスポートクラブ	297	19
神戸海技専門学院	562	95
西日本海技専門学院	10	9
合計	1,656	129

(6) 最少安全配員証書の交付

船舶の最少の安全な配員を示す証書を交付することとなっており、令和4年度の交付実績は7件である。

(7) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進

例年、「酒酔い等操縦の禁止」、「危険操縦の禁止」、「免許者の自己操縦」、「ライフジャケット等の着用」等の小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての周知・啓発を目的として、フローティングボートショー等の行事においてライフジャケット着用に関するリーフレットの配布や講演会を行っている。また、小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての安全指導等について、管内の市や県、海上保安部等の関係機関との合同パトロールを実施するなど、小型船舶の安全対策を推進している。

令和4年度における周知・啓発及び安全指導等の活動実績は、新型コロナウイルス感染症への予防対策に配慮しつつ、以下のとおりとなった。

(周知・啓発) 神戸地区 2回 ※マリンカーニバル神戸 2022 及び神戸港ポート天国へのブース出展

西宮地区 1回 ※関西フローティングボートショーへのブース出展

淡路地区 1回

(安全指導等) 明石地区 1回 神戸地区 2回 西宮地区 1回 芦屋地区 1回 加古川地区 1回
淡路地区 1回

なお、令和4年度の管内における水上オートバイの衝突事故は0件(神戸海上保安部発表)であった。

3 水先の現況

(1) 水先区及び水先区水先人会の現況

管内には、「友が島水道南部から阪神港を擁する大阪湾北部水域」を所掌する大阪湾水先区及び「明石海峡から伊予灘、周防灘に至る瀬戸内海水域」を所掌する内海水先区がある。水先人数は令和5年3月31日現在、大阪湾水先区：100名（一級82名、二級11名、三級7名）、内海水先区：138名（一級111名、二級12名、三級15名）の合計238名で、令和4年度の実績については第11表のとおりであり、過去5年間の推移は第8図のとおりである。

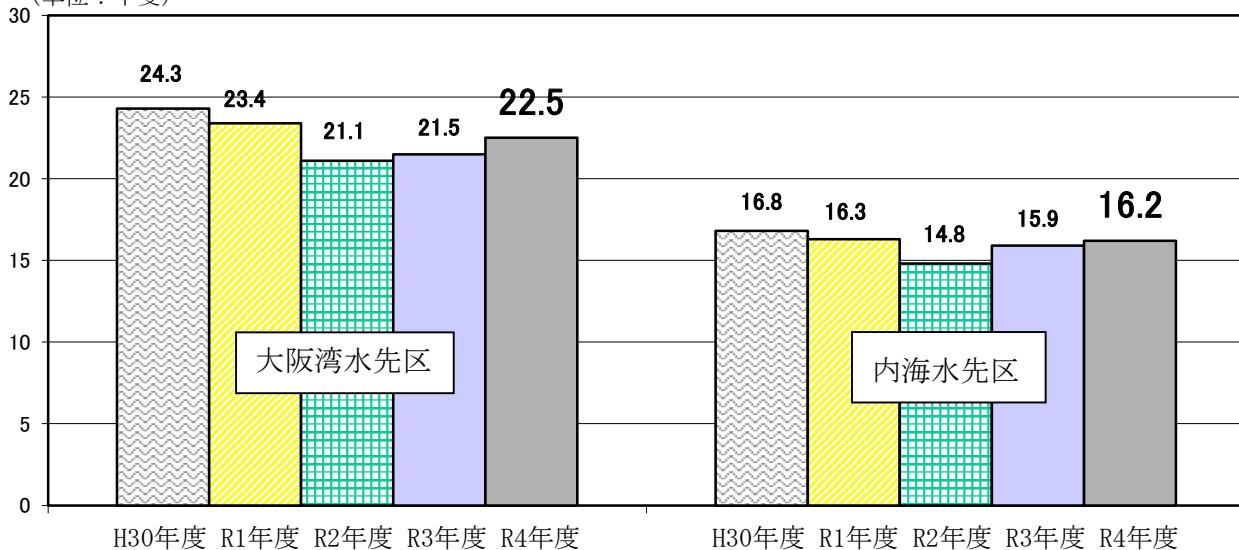
水先人乗船船舶の海難事故は、令和4年度は3件であった。

第11表 水先実績

水先人会	日本船舶 (千トン)		外国船舶 (千トン)		合計 (千トン)		対前年度比 (%)	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大阪湾水先区	1,073	79,827	21,468	826,741	22,541	906,568	105%	103%
内海水先区	1,406	97,475	14,770	574,221	16,176	671,696	102%	103%
合 計	2,479	177,302	36,238	1,400,962	38,717	1,578,264	103%	103%

第8図 管内水先実績の推移（隻数）

(単位：千隻)



(2) 水先人試験

令和4年度の新規水先人試験については、登録水先人養成施設の課程を修了した者(見込みも含む)32名に対して筆記試験を実施し、また、筆記試験合格者のうち大阪湾水先区及び内海水先区について口述試験を実施している。また、進級水先人試験については、大阪湾水先区及び内海水先区の2級及び3級水先人に対して筆記試験及び口述試験を実施している。

令和4年度の神戸運輸監理部管轄の水先人試験合格者(進級を含む。)は合計28名(大阪湾水先区：1級8名(うち5名進級)、2級4名(うち3名進級)、3級3名／内海水先区：1級8名(うち6名進級)、2級1名(うち1名進級)、3級4名)である。

(3) 能力認定試験

強制水先区内において、一定回数以上の航海実歴を有した外国人船長について能力認定試験に合格した者は、水先人を乗り組ませなくとも航行できることとなっており、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区の試験については、神戸運輸監理部で行うこととなっている。令和4年度の受験者はなかった。

(4) 航海実歴認定

強制水先区域内において、一定回数以上の航海実歴を有すると認定を受けた船長が乗り組む日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶には、水先人を乗り組ませなくとも航行できることとなっており、令和4年度における認定件数は、大阪湾区で新規認定は3件、再認定は14件であった。

海上安全環境部
運航勞務監理官

1 運航労務監理官の業務

運航労務監理官は、適切な船舶の運航管理や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、国内旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理に関する監査業務、船員法等に基づく船員労務監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣業に関する監査業務並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格に関する監査業務を一元的に実施するとともに、平成18年度に創設された運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を実施している。

(1) 運航管理監査等の実施状況

(ア) 運航管理に関する監査

海上運送法及び内航海運業法に基づき実施した運航管理監査は第1表のとおりである。

第1表 運航管理監査実施状況（令和4年度）

	船舶監査件数	事業場監査件数
旅客船（国内）	84	11
貨物船（国内）	101	12
合計	185	23

（注）船舶監査（安全管理規程の備置及び遵守状況）は、船員労務監査と併せて実施した場合も含む。

(イ) 旅客船事業に係る安全確認検査

海上運送法に基づき実施した旅客船事業に係る安全確認検査は第2表のとおりである。

第2表 安全確認検査等実施状況（令和4年度）

	フェリー		在来船		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数
本局	3	2	0	0	3	2
姫路	0	0	0	0	0	0

(ウ) 安全統括管理者及び運航管理者研修、旅客船の運航管理者及び乗組員研修の実施

各事業者における運輸安全マネジメント体制を充実させるため、関係者を対象に実施した安全統括管理者及び運航管理者研修は第3表、旅客輸送の安全確保を図るため、旅客船事業者の運航管理者及び乗組員を対象に実施した旅客船の運航管理者及び乗組員研修は第4表のとおりである。

なお、いずれも新型コロナウィルス感染予防の観点から、研修動画をYouTubeで配信した。

第3表 安全統括管理者及び運航管理者研修（令和4年度）

実施日	研修内容
令和5年3月1日 ～3月22日	<p>① 「海上輸送の安全を確保するために」 神戸運輸監理部海上安全環境部 熊澤 哲也 次席運航労務監理官</p> <p>② 「機関重大事故例」 井本商運株式会社 寺井 幹雄 理事</p> <p>③ 「波の予報と津波の話」 神戸地方気象台 有吉 正幸 気象情報官</p>

第4表 旅客船の運航管理者及び乗組員研修（令和4年度）

実施日	研修内容
令和4年12月1日 ～令和5年1月31日	<p>① 「旅客船の事故事例と安全対策について」 運輸安全委員会事務局神戸事務所 岩崎 直樹 地方事故調査官</p>
<共催> 神戸運輸監理部 神戸旅客船協会	<p>② 「旅客船の安全運航について」 神戸運輸監理部海上安全環境部 豊永 雅一 運航労務監理官</p>

(2) 船員労務監査等の実施状況

(ア) 船員職業安定法に基づく監査

船員職業安定法に基づく船員派遣実態に関する船舶監査は35隻である。

(イ) 船員法等に基づく監査

令和4年度の監査実績は、第5表～第10表のとおり、監査船舶数210隻、監査事業場数18社であり、監査の結果は、戒告8件、勧告2件であった。

なお、違反等のポイントが一定以上となった船舶所有者等について、記者発表及びホームページ掲載による公表を行うこととしているが、令和4年度における公表はなかった。

第5表 監査船舶及び事業場数（令和4年度）

監査実施局	汽船		漁船	船舶計	事業場	合計
	700トン以上	700トン未満				
本局	14	118	2	134	4	138
姫路	2	74	0	76	14	90
合計	16	192	2	210	18	228

(注) 件数には、災害発生時監査及び海難発生時監査実績に加え、旅客船安全総点検時に併せて実施した船舶監査実績を含む。

第6表 船員法条項別違反件数（令和4年度）

違反条項			本局	姫路	合計
船員法	14条の4	航海の安全の確保	6	1	7
船員労働安全衛生規則	57条	漁ろう作業	1	0	1

第7表 船員法等条項別勧告件数（令和4年度）

勧告条項			本局	姫路	合計
船員労働安全衛生規則	11条	安全衛生に関する教育及び訓練	1	1	2

第8表 船員労務監査件数及び違反・勧告件数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
監査件数	船舶監査	316	310	220	108	210
	事業場監査	1	2	2	1	18
	合計	317	312	222	109	228
違反件数	船舶監査	5	9	5	5	8
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合計	5	9	5	5	8
勧告件数	船舶監査	0	1	0	0	2
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合計	0	1	0	0	2

第9表 災害発生時監査状況（令和4年度）

監査実施局	監査隻数	船種	災害種類	被災状況	処分
本局	4	漁船	漁ろう機械取扱	負傷	なし
		石灰石運搬船	主機取扱	負傷	なし
		漁船	漁ろう機械取扱	負傷	船員労働安全衛生規則第57条違反
		貨物船	転倒	負傷	なし
姫路	1	油タンカー兼液体化学薬品ばら積船	はさまれ	負傷	なし

第10表 海難発生時監査状況（令和4年度）

監査実施局	監査隻数	海難種類	船種別内訳	処分
本局	10	送電線接触	引き船	船員法14条の4違反
		乗揚	セメント運搬船	船員法14条の4違反
		機関故障	コンテナ専用船	なし
		衝突（他船）	旅客船兼自動車渡船	船員法14条の4違反
		機関故障	旅客船兼自動車渡船	なし
		衝突（対物）	パイロットボート	船員法14条の4違反
		乗揚	貨物船	船員法14条の4違反
		衝突（他船）	貨物船	船員法14条の4違反
		衝突（他船）	コンテナ運搬船	なし
		機関故障	貨物船兼砂利運搬船	なし
姫路	2	酸素ボンベ破裂	セメント運搬船	なし
		衝突（他船）	引船	船員法14条の4違反

（ウ）船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく監査

船員法等に基づく船舶監査の際に行った船舶職員又は小型船舶操縦者の乗り組みにかかる海技資格の監査において、違反が認められたものについては船員労働環境・海技資格課へ通報し、行政処分を行うこととしているが、令和4年度における違反はなかった。

（3）運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について

平成17年にJR福知山線脱線事故をはじめとしたヒューマンエラーに起因すると見られる事故・トラブルが多発したことから、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・維持し、国がその取組みに対して評価・助言する「運輸安全マネジメ

ント評価制度」が平成18年10月に創設され、神戸運輸監理部では平成19年度から実施している。これまで評価を行った事業者数は第11表のとおりであり、合計305社（延べ数）に対して実施した。

第11表 評価を行った事業者数（令和5年3月31日現在）

	旅客船事業者	内航運送事業者	合 計
平成19年度	7	5	12
平成20年度	10	7	17
平成21年度	22	15	37
平成22年度	20	31	51
平成23年度	11	29	40
平成24年度	13	26	39
平成25年度	6	10	16
平成26年度	7	9	16
平成27年度	7	9	16
平成28年度	8	5	13
平成29年度	6	5	11
平成30年度	6	5	11
令和元年度	3	5	8
令和2年度	4	3	7
令和3年度	2	2	4
令和4年度	4	3	7
合 計	136	169	305

海上安全環境部
外國船舶監督官

1 外国船舶の監督

(1) P S Cの概要及び体制

P S C（ポート・ステート・コントロール：寄港国による外国船舶の監督）は、海上における安全確保、海洋環境保全及び船員の労働環境向上のため、条約不適合船舶（サブスタンダード船）の排除を目的として外国船舶監督官等により実施されている。主たる業務は、本邦内の港湾に入港する外国籍船舶に対する立入検査であり、国際条約の基準に基づいて検査を実施し、基準を満足しない場合は欠陥として指摘し、是正を指導している。

当該欠陥が、本船、乗組員又は海洋環境保護等に対する切迫した脅威となるような重大なものである場合は、行政処分により是正されるまで出港を差し止める、拘留処分とすることもある。

管内では、国際戦略港湾である神戸港、国際拠点港湾である姫路港をはじめ、尼崎・西宮・芦屋港、東播磨港、相生港、赤穂港等に於いてP S Cを実施している。

(2) 管内P S Cの概要

令和4年のP S C対象船を含む外航船の入港状況については、管内では神戸港が最も多くの入港隻数を数える。船種別では、コンテナ船の入港が最も多く、総入港隻数の半数を占め、次いで一般貨物船、タンカー、自動車専用船と続いている。

また、他の管内各港湾（姫路港、東播磨港、尼崎・西宮・芦屋港）の外航船入港状況については、一般貨物船が多いが、特徴的な傾向として、姫路港についてはL N G船、東播磨港については鉱石、石炭を運搬するばら積み貨物船、尼崎・西宮・芦屋港については、中国が平成30年末からスクラップ等の輸入制限を行った影響を受けて入港船舶が激減しているものの、他国向けの金属スクラップを積み出す一般貨物船の入港が見られる。

神戸管内で実施しているP S C対象船舶を船種別に見た場合、一般貨物船が最も多く、次にばら積み貨物船、コンテナ船と続いている。ばら積み貨物船が多いのは、管内の大手鉄鋼メーカー向けに鉄鉱石等を運送する大型ばら積み貨物船や、輸入穀物を扱うサイロが多くあるためで、神戸管内の特徴の一つとなっている。また、隻数は少ないものの、L N G船、ケミカルタンカー、自動車専用船、冷凍貨物運搬船等、幅広い船種について検査をしているのも神戸管内の特徴である。

検査において指摘される欠陥の傾向として、令和4年度においては火災安全設備の欠陥が最も多く、次いで救命設備の欠陥となっている。

なお、令和4年度の重大な欠陥による拘留処分率は2. 5 %である。

(3) 東京MOU集中検査キャンペーン

東京MOUでは、毎年、重点項目を定めて各メンバー国が統一した方法で検査を実施するP S Cの集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign : C I C）を行っている。

令和4年度は、船員の訓練と資格証明や当直基準（STCW条約）に関するC I Cを令和4年9月1日から11月30日までの3か月間実施し、管内において66隻の外国船に対してC I Cを実施した。

* 東京MOU：アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制を確立するため、平成5年12月に関係18カ国・地域（現在21カ国・地域）の間で、東京において交わされた覚書（「東京MOU」と称する。）。我が国は東京MOUの主導国としてPSC検査官の訓練・研修など、PSC協力体制の強化、発展に貢献している。（現正規メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム）

(4) 東京MOU事業の支援（外国人PSC研修生の受入れと技術交流）

（公財）東京エムオウユウ事務局が（公財）日本財団の支援を受けて実施しているPSC検査官一般研修（General Training Course: GTC）は、東京MOU域内各国の初級又は中堅のPSC検査官を対象として、座学によるPSC関係条約、手順等の基礎的な知識及び実地訓練によるPSC実務を習得させるものであり、毎年、域内各国からPSC検査官を我が国に受け入れており、近年は、中東地域、インド洋地域等、他地域のMOUからも参加を得ている。

令和4年度については、GTCについてはオンライン開催ではあるが、神戸運輸監理部からも講師として参加している。

また、東京MOUでは、PSC先進国からPSC検査官を派遣し検査の技術向上を目指す、エキスパートミッションも行っており、神戸運輸監理部からもベトナム国へ1名の外国船舶監督官を派遣した。

(5) 係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み

管内では、平成21年3月20日に神戸港コンテナバースで発生した係船ロープ切断による綱取り作業員2名の死亡事故を受け、外国船舶の係船装置及び係船作業の安全に重点を置いたPSCを実施してきた。

神戸運輸監理部では例年2月頃にこの事故の重大さを改めて認識し、再発防止に向けた安全対策の強化を図ることを目的として検査キャンペーンを実施している。

なお、新型コロナ感染拡大の影響で令和3年と令和4年は中止したが、令和5年3月に再開している。